

平成24年3月9日

介護職員処遇改善加算に関するQ&A

Q：すでに平成24年度（平成24年2月及び3月サービス分）処遇改善交付金を申請している法人が、新たに平成24年4月1日指定のa居宅系事業所開設を予定している場合、介護職員処遇改善加算の届出手続きはどうすればよいか。

A：4月1日新規予定のa居宅系事業所の指定申請手続きについては、2月末日までに申請書を提出いただいておりますが、介護職員処遇改善加算をとるためには、補正案件の手続きと同様に3月15日までに加算の届出をいただく必要があります。  
その際の取扱いは、次のとおりとします。

【前提条件】 A法人 a 事業所（4月1日新規）⇒尾張（書類の提出先）  
b 事業所（既存の事業所）⇒尾張（ 〃 ）  
c 事業所（ 〃 ）⇒西三河（ 〃 ）

① 3月15日までに a 事業所のみの届出がされた場合

区分	書類の提出先	提出期限	提出書類
b 事業所	尾張	5月末	a・b・c 事業所を含む法人全体の事業所分
c 事業所	西三河	5月末	a・b・c 事業所を含む法人全体の事業所分

② 3月15日までに a 事業所を含む法人全体の事業所分として届出がされた場合

区分	書類の提出先	提出期限	提出書類
b 事業所	尾張	提出不要	
c 事業所	西三河	5月末	a・b・c 事業所を含む法人全体の事業所分

③ 3月15日までに a 事業所の届出ができない場合

●提出日が3月30日の場合

⇒a 事業所は、5月サービス分から加算の算定

（b・c 事業所は4月サービス分から加算の算定（4月1日加算ありの適用））

●提出日が4月27日の場合

⇒a 事業所は、6月サービス分から加算の算定

（b・c 事業所は4月サービス分から加算の算定（4月1日加算ありの適用））